

# 国内ランドオペレーター向け誘客促進事業業務委託仕様書

## 1 趣旨

富山県では、東アジア・東南アジアからのリピーター客の取り込みや、欧米豪など新規市場の開拓に取り組んでおり、なかでも知的好奇心や探求心が高く、自身の知識を深め、インスピレーションを重視する傾向にある高付加価値旅行者の誘客を積極的に進めることとしている。

更なるインバウンド誘客の促進を図るには、海外の旅行事業者から手配を受け、旅行者の訪問先調整に影響を持つ日本国内の事業者（いわゆるランドオペレーター）や、海外の旅行事業者の日本支店等への働きかけが有効であることから、当該事業者に対し本県の観光の魅力をセールスするとともに、県内への招聘を通じて、より富山県の認知度や関心を高め、より一層の誘客を図っていく。

あわせて、今後の訪日外国人旅行者の更なる増加も見据え、本事業を通じて県内でのランドオペレーター育成も目指すこととする。

## 2 事業名

国内ランドオペレーター向け誘客促進事業業務

## 3 委託業務の期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

## 4 業務内容

訪日外国人旅行者、中でも高付加価値旅行者の誘客に向け、日本国内の事業者（いわゆるランドオペレーター）や海外の旅行事業者の日本支店等に対し、誘客に向けた働きかけを実施する。

### （1）ターゲットの選定

- ・本事業の趣旨を踏まえ、高付加価値旅行者を顧客に持ち、本県への誘客を働きかける相手方として適した、国内事業者（いわゆるランドオペレーター）や海外の旅行事業者の日本支店等のターゲットを選定すること。
- ・提案にあたっては、候補となる国内事業者（いわゆるランドオペレーター）や海外の旅行事業者を示すこと。
- ・ターゲットの選定にあたっては、事前に県と協議のうえ決定すること。

### （2）セールスの実施

- ・上記（1）で選定した事業者に対し、本県の観光の魅力や観光施設、宿泊施設等の情報を伝えるセールスを実施すること。

- ・セールスにあたっては効果的な資料を作成すること。
- ・相手に応じて必要な言語を用いること。
- ・セールスは県と協議のうえ、連携して実施すること。

### (3) 県内招聘（ファムトリップ）の実施

#### ① 対象者

- ・上記（2）でセールスを行った国内事業者（いわゆるランドオペレーター）や海外の旅行事業者の日本支店等を対象とする。
- ・被招聘者の候補となる事業者を提案すること。
- ・被招聘者の選定にあたっては、事前に県と協議のうえ決定すること。
- ・被招聘者の選定後は、被招聘者と事前の連絡調整を行うこと。

#### ② 実施回数

- ・4社以上を招聘すること。なお、提案に際して、実施可能なファムトリップの回数を示すこと。

#### ③ 行程

- ・今後の誘客に資する観光施設や宿泊施設等を中心に訪問することとし、富山県内での宿泊を伴う行程とすること。
- ・被招聘者の移動、宿泊、食事、観光入場、体験等の手配を行い、当日は適切に旅行管理のできる者が同行すること。
- ・必要に応じて通訳者を手配すること。
- ・被招聘者と訪問先の担当者が、送客や商品販売について意見交換できる機会を確保するよう努めること。
- ・行程及び時期について、事前に県と協議すること。

#### ④ 招聘後のフォローアップ

- ・被招聘者に対し、訪問した観光施設、宿泊施設等についてアンケートを実施し、今後の誘客の参考となるよう、評価や改善点を確認すること。
- ・アンケート結果や評価、改善点について、県も交えて被招聘者と対面又はオンラインで確認できる場を設けるよう努めること。
- ・ファムトリップ終了後の手配状況について、結果をフォローアップし報告すること。

### (4) その他

- ・業務実施前に県と打ち合わせを行い、実施方法や内容について協議すること。業務開始後も、県の求めがあった場合は適宜打ち合わせを行うこと。
- ・事業の結果は、報告書として整理すること。

## 5 成果品の納入

委託業務完了時には、下記内容を含む業務実施報告書を作成し、電子デー

タで県へ提出すること。

○内容

- ・セールスの概要
- ・被招聘者の概要
- ・ファムトリップの行程、実施状況及び写真
- ・アンケート結果の集計・分析
- ・事業後の成果（販売実績や問合せ実績）
- ・本業務により作成したデータ等
- ・その他富山県が必要と認める資料等

## 6 その他

- (1) 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用したりしてはならない。
- (2) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- (3) 受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (4) 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権（受注者が委託業務を履行する前から有していたもの等本事業と無関係に有していた著作権は除く。）は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、富山県に帰属するものとする。
- (5) 受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (6) 受託内容に疑義が生じた場合は、その都度富山県と協議のうえ、その指示に従って進めること。
- (7) 本仕様書はプロポーザル用であり、採用者とは内容を別途協議のうえ、契約を締結する。